

事業者審査基準

- ・各項目につき、「評価の着目点」に着目して評価する。
- ・評価は、以下のA～Fの6段階で評価する。

A:特に優れている(×1.0)、B:優れている(×0.8)、C:標準(×0.6)、D:やや劣っている(×0.4)、E:劣っている(×0.2)、F:要求を満たしていない(×0)

審査項目	評価項目	評価の着目点
申請者に関する項目 (40点)	類似する施設等における運営実績	・路上等駐輪場の管理運営実績 ・駐輪場の整備実績 ・駐輪場の管理運営実績
	団体の経営の安定性・継続性	・経営基盤が安定しているか ・財務状況は良好か
事業の基本方針に関する項目 (10点)	事業目的と団体の理念、姿勢	・事業方針の実現性、独自性、明確性等 ・事業目的の理解度、公共性への配慮 ・放置自転車対策への取り組み
駐輪場に関する項目 (140点)	駐輪ラックについて	・出し入れのしやすさ、利便性 ・自転車の固定方法、駐輪ラックの安全性
	駐輪施設（駐輪ラックを除く）について	・満空情報確認の容易性、情報の視認性 ・精算機の機能性、操作性、利便性（キャッシュレス決済に関するものを除く） ・節電対策について
	駐輪施設の配置について	・適切な配置計画か（駐輪ラック及び精算機の設置台数、規模） ・利便性、安全性に配慮した配置であるか
	料金設定について	・料金設定の妥当性
	駐輪機器の維持管理について	・日常点検、清掃、保守点検は十分か ・不具合発生時及び故障時の対応の迅速性 ・修繕、機器更新が適切に行えるか ・遠隔管理等による不具合の把握、対応
	駐輪場の管理体制について	・事業の管理運営体制は明確かつ適切か、障害者や高齢者雇用に配慮しているか ・コールセンター等により24時間対応が可能か ・巡回等の計画は適切かつ具体的か ・駐輪場の防犯対策（防犯カメラの設置、盗難防止対策の機能性、有効性等）
利用者サービスに関する項目 (40点)	利用者サービスについて	・特殊自転車に対応するための駐輪ラックの工夫、特殊自転車の収容区域及び収容台数は適切か ・路上等駐輪場の周知方法の有効性 ・利用者にとって利便性の高い利用料金の支払い方法を導入しているか ・その他利用者サービスの向上、改善につながる取り組みの実現性、有効性等
納付金に関する項目 (20点)	納付金の納付	・納付金の提案、納付金の額